

平成十七年六月十六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 西村 真悟君
- 理事 佐藤 剛男君 理事 斉藤斗志二君
- 理事 福井 昭君 理事 三ッ林隆志君
- 理事 小平 忠正君 理事 小林 憲司君
- 理事 松原 仁君 理事 石田 祝稔君
- 伊藤信太郎君 宇野 治君
- 江藤 拓君 小坂 憲次君
- 近藤 基彦君 左藤 章君
- 高木 毅君 竹下 亘君
- 中野 清君 西村 明宏君
- 葉梨 康弘君 林 幹雄君
- 原田 令嗣君 保坂 武君
- 三ッ矢憲生君 森 英介君
- 山本 拓君 吉野 正芳君
- 一川 保夫君 黄川田 徹君
- 菊田まきこ君 岸本 健君
- 下奈 みつ君 津川 祥吾君
- 前田 雄吉君 村井 宗明君
- 和田 隆志君 赤羽 一嘉君
- 太田 昭宏君 白保 台一君
- 高橋千鶴子君

- 国務大臣
- (防災担当) 村田 吉隆君
- 内閣府副大臣 林田 彪君
- 内閣府大臣政務官 江渡 聡徳君
- 政府参考人
- (内閣府政策統括官) 柴田 高博君
- 政府参考人
- (金融庁総務企画局審議官) 鈴木 勝康君
- 政府参考人
- (総務省大臣官房審議官) 久元 喜造君
- 政府参考人
- (総務省自治財政局長) 瀧野 欣彌君
- 政府参考人
- (消防庁長官) 林 省吾君
- 政府参考人
- (法務省大臣官房審議官) 深山 卓也君
- 政府参考人
- (文部科学省大臣官房審議官) 山中 伸一君
- 政府参考人
- (文部科学省大臣官房文教施設企画部長) 大島 寛君
- 政府参考人
- (文化庁文化財部長) 岩橋 理彦君
- 政府参考人
- (厚生労働省大臣官房審議官) 新島 良大君
- 政府参考人
- (厚生労働省大臣官房参事官) 松本 義幸君
- 政府参考人
- (農林水産省大臣官房審議官) 宮坂 亘君
- 政府参考人
- (農林水産省農村振興局整備部長) 南部 明弘君
- 政府参考人
- (水産庁漁港漁場整備部長) 田中 潤児君
- 政府参考人
- (中小企業庁事業環境部長) 鈴木 正徳君
- 政府参考人
- (国土交通省大臣官房総合観光政策審議官) 鷲頭 誠君
- 政府参考人
- (国土交通省大臣官房審議官) 和泉 洋人君
- 政府参考人
- (国土交通省土地・水資源局次長) 日尾野興一君
- 政府参考人
- (国土交通省河川局長) 清治 真人君
- 政府参考人
- (国土交通省海事局長) 矢部 哲君
- 政府参考人
- (国土交通省航空局長) 岩崎 貞二君
- 政府参考人
- (国土交通省航空局次長) 鈴木 久泰君
- 政府参考人
- (気象庁長官) 長坂 昂一君
- 政府参考人
- (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 南川 秀樹君
- 衆議院調査局第三特別調査室長 杉山 博之君

委員の異動

四月十八日

- 辞任 補欠選任
- 竹下 亘君 竹本 直一君

同日

- 辞任 補欠選任
- 竹本 直一君 竹下 亘君

六月十六日

- 辞任 補欠選任
- 大野 松茂君 高木 毅君
- 宮下 一郎君 宇野 治君
- 赤羽 一嘉君 太田 昭宏君

同日

- 辞任 補欠選任
- 宇野 治君 葉梨 康弘君
- 高木 毅君 大野 松茂君
- 太田 昭宏君 赤羽 一嘉君

同日

- 辞任 補欠選任
- 葉梨 康弘君 宮下 一郎君

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 災害対策に関する件(三宅島噴火災害の復旧状況等)

**西村委員長** これより会議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。

本日は、特に三宅島噴火災害の復旧状況等について調査を進めます。

この際、去る四月十八日に実施いたしました三宅島噴火災害の復旧状況等調査につきまして、その概要を私から御報告申し上げます。

当日の視察委員は、自由民主党の佐藤剛男君、福井照君、三ッ林隆志君、竹本直一君、民主党・無所属クラブの小林憲司君、松原仁君、泉房穂君、公明党の白保台一君、日本共産党の高橋千鶴子君、そして私、西村真悟の十名であります。

御承知のとおり、三宅島火山活動に伴う有害な二酸化硫黄を含む火山ガスの放出により、島民の方々は、四年以上の長期にわたる避難生活を余儀なくされてきました。このような中で、本年二月には、避難指示が解除され、火山ガスとの共生を踏まえた本格帰島が開始されたとことです。

本委員会は、これまでに四回現地の視察を行いました。今回の視察は、本格帰島後の島民の方々の安全対策、生活支援対策、農林水産業対策等について議論するためにも、いま一度、被災現場に立ち、被害状況や復旧復興事業の進捗状況について調査することが重要であるとの認識に基づき、実施したものであります。

それでは、調査の概要について御報告申し上げます。











被災者生活再建支援法はこれから本格的な復旧に入ってくるわけでございまして、三十七カ月期間があるわけでございまして、複数、何度も申請されることも可能でございますので、これからふえてくるのではないかといいに考えてございます。

また、県の単独の事業につきましては、半壊世帯まで対象にされているというふうなこともございます。

それからまた、補修費用の問題でございますが、被災者生活再建支援制度については、これは法律の「目的」でもって、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」を対象といたしてございます。従来は住宅が全壊した世帯のみを対象といたしてありましたが、昨年の通常国会における法制度改正によりまして、大規模半壊となった世帯に対してもその対象とするところにいたしました。

しかし、一部損壊ということにつきましては、法律の目的でございます「著しい被害を受けた」ということには言えず、この要件には当てはまらないというふうに考えております。

**高橋委員** この問題も、検討をしていただきたいと要望にとどめておきたいと思っております。

続けますけれども、解体撤去費が同じ場所に建てかえることを条件としていることは非常に不合理であるということが出されております。これまでも議論をしてきたんですけども、改めて思ったのは、地すべりがあって、自分の家が前の家に接近して、そのまま放置すると前の家をつぶしてしまう、そういう状況に置かれているんですが、その家の方は、もう自分はそこには住めないということで引っ越しを決意している、なのに解体撤去費用も出ない、こういう状況に支援法が使えないのはおかしいんじゃないかという声が上がっていますが、その点はいかがですか。

**柴田政府参考人** 被災者生活再建支援制度におきまして住宅の解体撤去費用が出る場合がございますが、住宅が全壊または半壊し、やむを得ない事由により解体する場合、原則としてその宅地に住宅を再建設する場合に支給対象となりますが、今おっしゃいましたように、隣接する宅地が危険で住めず、やむを得ず移転する場合等は支給対象となります。

しかしながら、隣接する宅地がけ崩れ等により危険な場合には、それをやはり放置しているというのは問題でございまして、今回、かけ崩れの対策事業等の活用によりまして、擁壁等の復旧を公費で行うこともできる制度も拡充したわけでございまして、そういう制度を使っただけでございまして、その隣接する宅地をまず修復していただくというのが原則ではないかと思っております。

**高橋委員** 今回、今最後におっしゃいました、かけ崩れその他の事業でも救えない事例がいろいろあるということを実はこの後質問したかったんですが、残念ながら時間が参りましたので、引き続きまた要望して、改善方を願っていきたく思います。ありがとうございました。

**西村委員長** 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会